

日行連発第1348号

平成28年3月10日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
第一業務部
部長 益本 納

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」について（お願い）

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）が平成26年6月4日に公布されました。

そのうち、当該解体工事の新設に係る規定等、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日を施行期日とされた規定は、平成28年6月1日に施行されることとなっており、その施行等のため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）も改正され所要の措置が講じられることとされております。その内容としては、「解体工事業の業種区分への追加に伴う各種様式の改正」「社会保険加入状況の建設業許可の変更届出項目としての追加」等があることから、行政書士業務に大きく影響するところがあると考えられます。

各単位会におかれましては、施行後支障なく各会員が業務を遂行できるよう、本件改正施行規則の内容について各会員へ周知を図られたく、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、改正施行規則の詳細な内容につきましては、以下の参考URLよりご確認いただくことができる他、日行連会員ホームページでもご案内しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

記

【参考 URL】

- ・「建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html

以上